

日野市下水道事業経営戦略(令和7年度改定)(素案)パブリックコメント
(意見の概要と市の考え方、戦略への反映方針)

【パブリックコメント】

実施期間:令和8年(2026年)1月19日(月曜)～令和8年(2026年)2月17日(火曜)
周知方法:市ホームページ、広報ひの、市公式LINE、地域共創PF
閲覧場所:七生支所、豊田駅連絡所、市内図書館、市政図書室、下水道課窓口
※その他、「日野市パブリックコメント手続実施要綱」により実施

パブリックコメント募集結果
意見等件数13件 提案者数4人

項番	年代	素案該当項目 《該当ページ》	意見及びその概要 (原文のまま・ただし、明らかな誤字脱字や入力ミス及び個人が特定される恐れのある表現は修正しています。)	市の考え方	戦略への反映について
計画(素案)への意見					
1	不明	不明	「安全」or「低負担」を判断するために、今の下水道の老朽化リスクを「見える化」してくれれば良いと思います。それも地区別に詳細な下水道MAPで。八潮市道路陥没事故もあり、市民の意識は高いと思います。 「受益者負担」の考えをベースに、上記の「高安全～中間～低予算」を地区住民(下水道を共有する地区別)に選ばせ、地区別料金を設定(電気の新エネ賦課金のようなものを地区別に)し、管理するのはどうでしょうか。どの地域に住むのがリスクが少なくかつ費用負担が少ないのかが見える化されると、人口減少下での「縮充(低コストのまちづくり)」にもつながると思います。 日野市の持続可能な下水道事業に期待しております。	地域別の老朽化リスクについて、日野市では下水道管路の長寿命化対策として、計画(ストックマネジメント計画)を策定し、平成30年度(2018年度)より順次、下水道管路の改良工事(更生工事)を実施しており、事業や費用の平準化を図りつつ、安心して公共下水道が利用できる環境を整えております。そのため、現状は地域による老朽化リスクの差はほとんどないという認識ではありますが、ご意見でいただいた通り、将来的には人口減少が見込まれる中で持続可能なまちづくりが求められることになり、公共施設と同様に縮充(低コストのまちづくり)も視野に入れる必要があると考えております。 短期的には公共の福祉の増進のために公共下水道が利用できる環境の整備を継続していきますが、下水道管理台帳のデータベース化を進め、将来的にはご意見いただいたような情報発信についても検討してまいります。	いただいたご意見は参考にさせていただき、戦略素案の変更は行いません。
2	不明	下水道使用料の改定 11ページ	分流式から合流式への変更って出来ないもんなんですかね?? >> 今後使用料が抑えられるように経営努力を図ってまいります。このように書かれていますが、具体的な施策ってあるのでしょうか？ 合流式だけど公共下水の未普及地域があるから、値段が少し高いなら理解できるんですが、環境の観点から分流式にしている、さらに未普及地域があるから高いです、は市民の皆さんが納得出来るとは思えませんでした。 もっと言うと、分流式でも市街地への浸水って守られるもんなんですかね?? 数年前の台風で避難経験があるので、正直、分流式でも浸水から守られるって気がしてないです。	合流式に比べて分流式の事業費は高額になることは事実ではありますが、日野市では既に96%以上の地域で污水管の整備が完了しており、環境負荷軽減の観点や合流式に転換するために下水道整備をゼロからやり直すことは費用や労力の面から非現実的な選択と言わざるを得ません。 経営努力については、公営企業として、地方公営企業法第3条にある「常に企業の経済性を発揮することと併せて、本来の目的である公共の福祉の増進するよう運営されなければならない」の趣旨に沿って「経済性」と「公共の福祉の増進」の両面での経営に取り組んでおります。具体的には、調査業務における点検頻度の見直しや最新技術の積極的な活用による経費削減などが考えられますが、公共の福祉の増進や下水道管路の安全性の確保の必要性を考えるとある程度の費用負担は必要で短期的には有効な手段がないところです。 浸水対策については、合流式が分流式に比べて災害リスクが高いというものではありません。合流式の場合は、下水道施設の許容範囲を超えた雨量が流入した場合は污水も含めてマンホールから水が溢れることとなりますが、分流式の場合はマンホールから溢れるのは雨水という違いがあるだけとなります。	いただいたご意見は参考にさせていただき、戦略素案の変更は行いません。

項番	年代	素案該当項目 《該当ページ》	意見及びその概要 (原文のまま・ただし、明らかな誤字脱字や入力ミス及び個人が特定される恐れのある表現は修正しています。)	市の考え方	戦略への反映について
3	40代	下水道使用料の 改定 2ページ	高すぎる	現状の下水道使用料を維持したままでは令和8年度より継続して経費回収率100%未満の赤字経営となり、持続可能な経営は困難との分析に至ったため経営戦略の見直しにあたって下水道使用料の改定を検討したものです。 公益社団法人日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的考え方」に準拠して定型的な基準で算出しており、かつ下水道事業経営の専門コンサルによる定型的な分析に基づく試算で客観的に必要最小限度の使用料を例示したものです。 下水道使用料の改定にあたっては近隣自治体の改定状況も考慮して、改定率や改定後の金額が突出して高額にならないように努めてまいります。	いただいたご意見は参考にさせていただき、戦略素案の変更は行いません。
4	不明	素案全体について	資料を拝見しましたが、今回の資料は、前回の事業経営戦略を中間評価を行い見直したとありますが、全体的に中身は、前回のどこを、どう見直したのか、その根拠等を今回の計画書で分かるようになっていない所が多いので市民に分かりやすい資料を期待します。(出来ればポイント部分の概要版もあれば)	中間評価についてはP13及びP14の「分析結果」、P22からP30の「地方公営企業年鑑を活用した現状分析」で過去の経営状況を評価しております。見直しについては、過去の経営戦略をゼロベースで見直して令和8年度から令和17年度の新たな経営戦略を策定しております。根拠についてはP31の「第2章 将来の事業環境」、P38からの「第4章 財政・投資計画」となります。概要版も作成いたします。	いただいたご意見は参考にさせていただき、戦略素案の変更は行いません。
5	不明	素案全体について	前回は今回同様に「汚水処理原価が下水道使用料単価を上回っており、～今後下水道事業の経営改善が大きな課題になっている」趣旨での見直しになっていますが、このことを前回のパブコメで私から以下の意見をしました 都の流域関連公共下水道の各処理場で汚水を処理して、その負担金を言われたら払うような姿勢でないと思いますが、ぜひ、今から、都と連携し各施設の経営改革(事業の広域化で施設の統廃合等を進めるなど)に取り組む必要があると思いますので、あらゆる手段を検討し、コスト縮減(負担金等)に努めてください。そのための経営改善計画を見える化してください。 その市の回答は、以下 26市3町1村の内、単独で処理場を運営している市は三鷹市と町田市のみで、その他の市は東京都流域下水道への汚水処理を全て委ねています「八王子と立川市の単独処理場は流域下水道へ統合されました」。一部を委ねている三鷹市と町田市も含め、全市町村一体となって、常に各種負担金の縮減及び明確化を東京都流域下水道本部へ要望しております。 でありましたが、前回から5年も経ち何を検討されてきているのかを確認します。 今回の資料を見る限り、その改善策が見えませんが現状の各種負担金のやり方では、近い将来、市民の使用料負担は、どうなるか心配になります。 また、私からの要望ですが、現在の各種負担金のやり方、考え方等を抜本的に変革するために国、都、各自治体で今後の負担のあり方(特に国、都は支援のあり方等)を時期(例えばR13年の次期経営計画立案まで)を決めて、その中身をまとめて頂くように要望します。	東京都の流域下水道事業に関しては、令和8年3月策定予定の「東京都下水道事業経営計画2026」で取組方針や財政計画が示されており、コスト縮減の徹底の継続や国費の確保といった取組が実施されます。 負担金に関して、多摩地域の全市町村一体となって東京都に対して不断の経営努力を求め続けておりましたが、東京都によると、流域下水道事業は、平成29年度以降収支が赤字となったが、市町村の負担が急激に増加しないように配慮し、利益剰余金から赤字補てんを行いながら、令和元年10月に消費税増税2%分の転嫁、令和3年度に改良負担金の導入による利益剰余金残高の確保、その後今回の維持管理負担金単価の改定という手順で、段階的に収支の改善を進めてきたとのこと。 市からも今回の負担金の改定を受け、維持管理負担金については受益者負担の考え方に基づき、各市町村が定める下水道使用料によって賄われる仕組みであることを市民に周知することや負担金の改定に際しては、市町村の下水道使用料の改定に必要な期間を考慮したスケジュールとすることを要望しております。 下水道法では公共下水道事業の実施主体は市町村であることから、市が主体的に費用負担を行うこととなりますが、ご意見いただきました負担金のあり方については、東京都の流域下水道事業に係る費用により決定するもので、引き続き、多摩地域の全市町村一体となって東京都に対してコスト削減努力を求めてまいります。 今後の投資や財源については、P58に記載している通り、広域化・共同化や民間活力の活用(ウォーターPPP)も検討して参ります。 ご意見いただいた負担のあり方、国や都の支援のあり方については、引き続き、情報収集、意見交換に努めてまいります。	いただいたご意見は参考にさせていただき、戦略素案の変更は行いません。

項番	年代	素案該当項目 《該当ページ》	意見及びその概要 (原文のまま・ただし、明らかな誤字脱字や入力ミス及び個人が特定される恐れのある表現は修正しています。)	市の考え方	戦略への反映について
6	不明	素案P4～5	使用料で他自治体(26市)のデータを見ると日野市、八王子市、町田市、多摩市、稲城市が23区料金と同一になっていますが、それ以外の自治体は、自治体ごと決めて運用されているデータになっており、その違いを教えてください。	下水道使用料については、統一の料金体系があるものではなく、下水道法によって各自治体の条例で定めることになっております。そのため、各自治体によって料金体系が異なることになりますが、八王子市、町田市、多摩市、稲城市、東京23区と日野市の料金体系が同一であるのは、南多摩地域の5市が下水道使用料を条例で定める際に東京都23区の料金体系との整合性を図ったためです。	いただいたご意見は参考にさせていただき、戦略素案の変更は行いません。
7	不明	素案P20	污水处理原価の項で述べている本市の下水道使用料単価水準117、8円/㎡とありますが、いつのデータでしょうか？ 前回の資料では、121、4円/㎡になっていました。また、前回の資料で污水处理原価が157、48/㎡なのに今回の資料では、令和5年度で92、7円/㎡として説明しておますが、今回の資料で都の汚水単価の値上げを考えた場合の令和6年現在と令和9年値上げ予定での下水道使用料単価と污水处理原価を追加頂けると分かりやすくなります。	「下水道使用料単価水準117、8円/㎡」は令和6年度日野市下水道事業会計決算書の数値となります。 污水处理単価の令和6年度は令和6年度日野市下水道事業会計決算書より104.6円/㎡、令和9年度は推計値で147.3円/㎡となります。	下水道使用料単価と污水处理原価についてはP46の表4-3各ケースの評価の一覧表に記載いたします。
8	不明	素案P36	基本方針でのIV. 健全な下水道経営とありますが、以下の事を提案します。 ○ 安定した下水道経営 快適な市民生活を支える下水道サービスを持続的に提供していくために、下水道施設を適正かつ合理的に管理し、次世代に引き継ぐ健全な経営基盤を構築します。	こちらは第2次日野市下水道プラン(後期計画)の基本方針となりますので、そちらへのご提案として承ります。 第2次日野市下水道プラン(後期計画)(案)では、「今後は、見直した経営戦略に基づいた事業運営を行い、経営の健全化を推進すると共に、公営企業会計による“経営の見える化”を進め、将来に渡り持続可能な経営基盤の確保に努めます。」との文章がありますので、「今後は、見直した経営戦略に基づいた適正かつ合理的な事業運営を行い、経営の健全化を推進すると共に、公営企業会計による“経営の見える化”を進め、快適な市民生活を支える下水道サービスを提供できるよう、将来に渡り持続可能な経営基盤の確保に努めます。」とさせていただきます。	いただいたご意見は参考にさせていただき、戦略素案の変更は行いません。
9	不明	素案P37	①数値目標での一般会計からの基準外繰入額(円)をなしとしています。この目標は、徹底的な経営改革努力が行われた後の話と私は思いますのでセットの条件が必要と存じます。また、例)非常時の場合や使用負担を軽減する必要がある場合等の但し書きとして以下の場合、その限りでないとの記載を要望します。 ②基準外繰入金目標でなしとありますが、但し書きとして以下の場合、その限りでないと記載してください。例)非常時の場合や使用負担を軽減する必要がある場合	下水道事業会計は独立採算が原則となりますが、大規模災害時には被災自治体が財政破綻せず、迅速な復旧・復興を行えるよう、総務省が定める基準に基づく基準内繰入として、災害復旧事業債の元利償還金や災害応急対策にかかる経費の一部を一般会計から繰り入れることが認められる場合がございます。一般会計から繰り出した額に対し、所要の特別交付税が交付されるなど、地方財政措置が講じられます。よって、ご意見いただきました大規模災害発生などの非常時についてはただし書きがなくても基準内繰入で対応できることになります。 これに対し、基準外繰入は、収益的収支の赤字補填などのために繰り入れるものであり、総務省が定める基準に基づかない繰入金であるため、地方財政措置などは講じられません。そのため、一般会計の財源を圧迫し、本来進めるべき市民生活を支えるための施策に財源を活用できなくなるなど、市全体の財政健全化を妨げることにもなります。よって、基準外繰入の運用に当たってはより慎重に判断すべきと考えます。 今後の下水道インフラ整備の重要性と市の財政状況とのバランスを見ながら、必要に応じて一般会計からの繰入金について検討してまいります。	いただいたご意見は参考にさせていただき、戦略素案の変更は行いません。

項番	年代	素案該当項目 《該当ページ》	意見及びその概要 (原文のまま・ただし、明らかな誤字脱字や入力ミス及び個人が特定される恐れのある表現は修正しています。)	市の考え方	戦略への反映について
10	不明	素案P51	建設改良費の将来推移を見ると前回の計画資料と比較してR8～R12の事業費が大きく相違しているが、理由を確認します。	令和3年に策定した前回の経営戦略と比較した場合に、昨今の資材価格の高騰や人件費の高騰といった要因がございます。 また、市民の安全安心を守るため、浸水対策や地震対策を強化したことも経費の増加の一因となっております。 令和4年12月に東京都が「TOKYO強靱化プロジェクト(都強靱化計画)」を立ち上げ、激甚化・頻発化する風水害やいつ起こるかわからず大きな被害をもたらす地震への対策強化を図るようになったという外的要因もでございます。 また、東京都が令和5年4月に市町村下水道強靱化事業制度を創設し、東京都の補助が充実したことから日野市が従前より取り組んでいたストックマネジメント計画に基づく下水道施設・設備の長寿命化について、費用の平準化を図りつつ建設改良費の見直しを行い、取組を強化したことも要因の一つとなっております。	いただいたご意見は参考にさせていただき、戦略素案の変更は行いません。
11	不明	素案P58	使用料の見直しに関する事項について記載がある、適正な下水道使用料水準を維持とありますが、その水準とは？	適正な下水道使用料水準として経費回収率という指標がございます。経費回収率とは、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標であり、100%以上であれば汚水処理に係る経費を全て使用料で賄えている状況を表しています。逆に経費回収率が100%未満ということは「赤字経営」ということになり、下水道事業会計は独立採算が原則のため黒字経営となる下水道使用料水準が求められます。よって今回の経営戦略でも経費回収率100%超の維持を目標としております。	いただいたご意見は参考にさせていただき、戦略素案の変更は行いません。
12	不明	素案P60	前回の戦略計画にはなかった経費回収向上に向けたロードマップがありますが、使用料の値上げロードマップになっていませんか？ R13年の値上げも私からの冒頭(素案全体について)の要望を実現すれば、要らなくなることに繋がりますので、そのような戦略計画をしてください。	ロードマップ作成の根拠の一つは「国土交通省通知(国水下水第51号令和6年4月1日) 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」ですが、その国土交通省の通知の中に「使用料改定の必要性の検討方法」がございます。 内容としては、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップ(概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績指標)を経営戦略に記載することとなっております。 なお、下水道使用料の増額改定を前提とした検討を行うものではありません。 現在の経営戦略では財政計画で令和13年度の使用料改定は必要との判断とならざるを得ませんが、5年に1回の必要性の検証の中で市民生活への影響を最小限とするように下水道事業経営に取り組んでまいります。	いただいたご意見は参考にさせていただき、戦略素案の変更は行いません。

項番	年代	素案該当項目 《該当ページ》	意見及びその概要 (原文のまま・ただし、明らかな誤字脱字や入力ミス及び個人が特定される恐れのある表現は修正しています。)	市の考え方	戦略への反映について
13	不明	下水道使用料の 改定について	前回計画では、R12年までにR7、R10 5%の値上げのプランであったので今回突然に都からの大幅値上げにより市の計画でケース2の方針が示されましたが、市民は、続く物価高や手取りが増えない現状で、国や都も対策を行っている時期で本市も更に市民生活を守るための支援を行う時期を考えると、その中でR9年値上げ計画は、延期(早くてR11, 12?)し、その間、繰入金や経営努力等で対応する事を求めます。今は、中低所得層の値上げ回避が必要な時期	今回のパブリックコメントの実施要領にもある通り、市としても市民の皆様が幸せに安心して暮らしていけるように市民生活の下支えをすることが重要なミッションであると認識しており、下水道使用料の値上げはできるだけ避けたい案件ではございますが、苦渋の判断で下水道使用料の改定を検討したものです。 現状の下水道使用料を維持したままでは令和8年度より継続して経費回収率100%未満の赤字経営となり、持続可能な経営は困難との分析結果が出ております。 一般会計からの繰入金額は総務省の繰出基準に基づく適正な額であり、基準外の繰入を行うと市の重要施策の実施に影響してしまうため、受益者負担の考えに基づいて利用者に対して利用に応じた一定の負担をお願いするものです。 使用料改定を延期することは将来世代への負担の先送りとなるため、赤字となる見込みのこのタイミングで実施することが世代間の公平性を保つことになると考えております。	いただいたご意見は参考にさせていただき、戦略素案の変更は行いません。
14			以下余白		